

令和3年度 第3回甲賀市総合教育会議 次第

- ・日 時 令和4年(2022年)2月9日(水)
13:30~15:00
- ・場 所 甲賀市役所4階 教育委員会室

1. 開 会

甲賀市市民憲章唱和

2. 挨拶

3. 議事録の承認

令和3年度 第2回甲賀市総合教育会議(議事録)の承認について

4. 協 議

【議題1】令和4年度教育施策方針について

【議題2】国民スポーツ大会開催等を契機とした市民のスポーツに対する機運の醸成について

5. 報 告

市立小中学校における新型コロナウイルス感染症の状況について【非公開】

6. 閉 会

【配付資料】	・資料 1	議事録の承認関連資料
	・資料 2	議題1 関連資料
	・資料 3	議題2 関連資料
	・資料 4	報告事項関連資料
	・資料 5	甲賀市総合教育会議構成員名簿
	・資料 6	甲賀市総合教育会議設置要綱

令和 4 年度教育施策方針

1. 部局の役割

教育委員会事務局は、甲賀市教育大綱に掲げる教育方針「たくましい心身と郷土への誇りをもち、未来を切り拓く人を育てる」の具現化に向け大綱の目標達成をめざし、甲賀市教育振興基本計画を基にした家庭教育、学校教育、社会教育、文化・スポーツの振興を実践する役割を担っています。

特に、今年度の教育大綱の改正では、アフターコロナにおける新しい生活様式を教育にも取り入れながら、教育的ニーズに合わせた ICT の活用を進め、教育施策を総合的に推進していくこととしています。

2. 部局の予算における特徴

- ① 第 2 次総合計画・実施計画並びに第 3 期教育振興基本計画に掲げる教育施策に基づき、主要施策を着実に推進します。
- ② 小中学校の再編について、将来にわたり安定的な教育環境を提供するため、中長期的な視点による方向性の検討を進めます。
- ③ ICT 教育を推進し、優れた教材による指導の高水準化、AI ドリルを活用した指導の効率化、個々の学習進度に応じた活用による学びの個別最適化を図り、学力向上につなげます。
- ④ 市内小中学校における不登校児童生徒の支援を進めます。
- ⑤ コミュニティ・スクールについて、モデル校による検証を踏まえ、地域資源を生かした活動を展開します。
- ⑥ 社会の変化に対応し、地域や N P O などの多様な主体と連携・協働し、実践的な学習機会の提供に取り組むとともに、柔軟性ある事業を展開するなど、社会教育を通じた持続可能な地域社会の形成に努めます。
- ⑦ 東京 2020 パラリンピックに向けて育んできた成果を未来につなぎ、地域のスポーツ振興に生かしていくため、地域シンボルスポーツの普及を図るとともに、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けた準備を進めます。
- ⑧ 安全安心で快適な教育環境の提供に向け、小中学校、給食センター、公民館等、老朽化が進む教育施設の改善を着実に進めます。

3. 当初予算規模

	令和 4 年度 (A)	令和 3 年度 (B)	比較 (A-B=C)	伸率 (C/B)
教育委員会事務局所管予算	4,178,124 千円	2,973,711 千円	1,204,413 千円	40.5%

4. 主な事業

フリースクール利用支援【2,400 千円】

不登校児童生徒の学びの場・居場所となるフリースクールの利用を支援します。

学校給食の質向上【40,000 千円】

給食費の値上げをすることなく、地産地消や食育を推進し、質の高い給食の提供に取り組みます。

夢の学習事業【40,000 千円】

各地域の中央公民館とNPO法人との連携を強化し、市全域における社会教育のレベルアップに取り組みます。

信楽文教ゾーン土地利用【42,922 千円】

信楽保育園・信楽幼稚園、信楽小学校、市道御輿道の整備に着手します。

水口城御成橋改修【13,600 千円】

老朽化により通行止めとなっている水口城跡にある御成橋の改修に着手します。

水口レイピア展示用模型作成【4,729 千円】

国内に現存する唯一のレイピアの魅力や情報発信に取り組みます。

水口中央公民館整備【36,200 千円】

老朽化している施設を地域の拠点としてより有効利用できるよう再整備に着手します。

土山宿本陣復元図作成【1,456 千円】

土山宿本陣の国文化財の登録に向けた取り組みを進めるとともに、復元図を作成します。

史跡紫香楽宮跡（東山遺跡）用地購入【425,000 千円】

史跡紫香楽宮跡を保護し、将来に継承するために必要な措置を講じます。

史跡紫香楽宮跡史跡公園整備【10,500 千円】

宮町地区にある紫香楽宮跡の史跡公園整備に向けて取り組みます。

AIドリル導入【10,021 千円】

児童生徒の学力向上のため、AI機能を持つ学習ドリルを小中学生の全員に導入します。

運動スポーツ習慣化促進事業【11,800 千円】

民間企業との連携により、オーダーメイド型の運動教室を開催します。

アール・ブリュット支援事業【3,500 千円】

多くの人がアール・ブリュットに触れる機会を設けるとともに、その活動を支援します。

公共施設予約システム【2,769 千円】

体育館やスポーツ施設におけるシステム導入やキャッシュレス化を進めます。

国民スポーツ大会開催等を契機とした市民スポーツに対する機運の醸成

令和 3 年度 第 3 回総合教育会議

国民スポーツ大会開催等を契機とした市民スポーツに対する機運の醸成

1. スポーツ推進計画の基本方針と施策

1. 生涯スポーツの推進

- (1) スポーツによる健康づくりと交流の拡充
- (2) ライフステージ・ライフサイクルに合ったスポーツ活動の推進

今後の展開

- ・誰でも!どこでも!スポーツを楽しめる機会の提供
- ・各スポーツ団体や健康推進員との連携による健康づくり事業の実施

3. 地域のスポーツ活動の推進

- (1) 総合型地域スポーツクラブの発展・支援
- (2) スポーツ推進委員活動の充実
- (3) スポーツ組織・団体の整備

今後の展開

- ・スポーツ推進員の派遣、総合型地域スポーツクラブでの教室の開催
- ・オーダーメイド型運動教室の開催

5. スポーツ環境の充実

- (1) 「する」「みる」「支える」スポーツ好循環の創出
- (2) スポーツ施設の整備・充実と有効活用
- (3) 学校体育施設開放事業の推進

2. 子どもの体力向上とスポーツ活動の推進

- (1) 幼児期・児童期の運動(遊び)の推進
- (2) 学校体育の充実
- (3) 学校と地域の連携

今後の展開

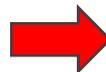
- ・保育園と連携したACP (アクティブ・チャイルド・プログラム)による定期的な教室の開催
- ・スポーツを楽しむことを目的にした多種目型のスポーツ少年団の推奨・設立
- ・公認ジュニアスポーツ指導者の育成・活用

4. 競技スポーツの推進

- (1) 一貫指導体制の構築
- (2) スポーツ指導者の育成・資質向上
- (3) 競技者に対する支援体制の充実

今後の展開

- ・金の卵プロジェクトを通じて、プロの一流選手の技に触れることで、子ども達に夢や目標を与える。
- ・スポーツ関係団体の組織力強化と連携による指導者育成体制の構築



国スポ・障スポでの機運醸成の取り組み!

2. 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会について

◆国民スポーツ大会

広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方におけるスポーツの振興と文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく、豊かにすることを目的に毎年開催されるスポーツの祭典です。

- ・正式競技：軟式野球成年男子、ゴルフ少年男子、サッカー少年女子
- ・特別競技：高等学校野球軟式
- ・公開競技：グラウンド・ゴルフ
- ・デモンストレーションスポーツ：ソフトバレーボール、カローリング

◆全国障害者スポーツ大会

障がいのある選手が競技等を通じて、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がいのある方の社会参加の推進に寄与することを目的として毎年開催される障害者スポーツの全国的な祭典です。

- ・正式競技：フライングディスク、ボッチャ

◆開催に向けたスケジュール

設立発起人会・・・令和3年12月開催

準備委員会設立総会・・・令和4年1月28日（延期）

実行委員会発足・・・令和4年度

リハーサル大会・・・令和6年度

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催・・・令和7年度

3. 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会に向けた取り組み

◆ 『する』 スポーツに参加する

- ・ デモンストレーションスポーツなどを誰でも気軽に体験できるよう、競技団体との連携による教室やイベントを開催します。
- ・ ホストタウンとして、シンガポールとのスポーツ交流のきっかけとなった障スポ種目であるボッチャなど、障がい者スポーツについて学びながら、共生社会への理解を深めるよう働きかけます。
- ・ 現在、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が担っている「地域における障がい者スポーツ推進モデル事業」を、障スポ種目に特化した教室として実施します。

◆ 『みる』 スポーツを観戦、応援する

- ・ 軟式野球、ゴルフ、サッカーなど、地元で開催されるハイレベルな試合やプロスポーツ大会などを間近にみて、スポーツに親しめる機会をつくります。

◆ 『支える』 市民総参加により大会を運営する

- ・ 大会の競技運営を円滑に行うためのボランティアなどに参加いただき、大会を支えるなかで、スポーツに対する熱意や意識を高めます。

市民のライフスタイルに合わせたスポーツへの関わりができるよう推進します。

4. 誰もがスポーツや運動ができる環境づくりを目指して

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会における地元選手の活躍や、2025年に滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会及び第24回全国障害者スポーツ大会を契機として、すべての市民の健康・体力づくり、運動やスポーツへの意識高揚を目指します。

◆競技スポーツ

甲賀市スポーツ協会を中心に競技団体と連携しながら、野球・サッカー・ゴルフなどメジャースポーツの更なる推進を行い、障害者スポーツについても同様に関係団体と連携し推進に努めます。

◆生涯スポーツ

本大会を契機に、民間企業や大学と連携しながら、市民誰もが健康づくりに取り組める環境を整えます。

また、現在実施している障がい者を対象としたスポーツ教室を継続しながら共生社会の実現に努めます。

◆指導者育成

少子化によりスポーツ少年団活動や学校部活動で存続できない競技が増加傾向にある一方、アスリートを目指し、市外のクラブチームで活動する子どもたちも見られます。

今後、夢や希望を持つ子どもたちが市内で活動できる体制づくりに向け、まずは、学校部活動において専門的な指導ができるよう指導者育成に努めます。

【聞取り結果】

①市内の子供がゴルフに親しむ為にゴルフ場でラウンドする際に補助が出来ないか？

ex)守山市のスポーツ自転車購入補助のイメージ

②国スポ障スポの市内で開催される9種目の中で、メジャースポーツでない5種目の支援

ex)メジャースポーツであるサッカー・野球・ゴルフ以外の5種目の応援

グラウンド・ゴルフ、ソフトバレーボール、カローリング、フライングディスク、ボッチャ
5種目を1日でまとめて体験出来るイベントを秋ごろを目途に開催出来ないか？

※市民に国スポ障スポ大会で甲賀市で開催される種目を知ってもらい、体験してもらうことで、甲賀市で開催される競技を身近に感じて貰い盛り上げて機運の醸成に繋げる。

※健康づくりのウォーキングイベントや甲賀三山のトレランやハイキングなども素材としてはあるが、今回は国スポ障スポの競技種目に絞って検討したい。

甲賀市総合教育会議構成員名簿

氏 名	役 職	備 考
岩 永 裕 貴	市 長	議 長
西 村 文 一	教育長	
松 山 顕 子	教育長職務代理者	
野 口 喜 代 美	委 員	
山 脇 秀 錬	委 員	
藤 田 浩 二	委 員	

※甲賀市総合教育会議設置要綱第3条に基づく

甲賀市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第1条の4第1項の規定に基づき、市の教育に資するため、甲賀市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項に関する協議及びこれらに関する事務の調整を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(組織)

第3条 総合教育会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(招集)

第4条 総合教育会議は、市長が招集し、総合教育会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると考える場合には、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(調整結果の尊重)

第5条 市長及び教育委員会は、総合教育会議における事務の調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第6条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総合教育会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録)

第8条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条ただし書の規定により総合教育会議を非公開としたときは、公表しないものとする。

(庶務)

第9条 総合教育会議の庶務は、総合政策部政策推進課において行う。ただし、総合教育会議に関する事務を教育委員会事務局に補助させることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

付 則

この告示は、告示の日から施行する。